

事業者殿

(一社)熊谷地区労働基準協会
(免税事業者)

粉じん作業従事者の特別教育 開催の案内

日ごろ、粉じん発生職場に従事する従業員の健康管理と環境改善には配慮されているものと存じますが、鉱物性粉じんによる「じん肺症」は、不治の病といわれる難病です。従って発症及び進行の予防対策が大切であり、それには、作業環境管理とじん肺法による健康診断を漏れなく実施することにあります。さらに粉じん発生職場で働く作業員がその有害性を認識し、企業の実施する予防対策への協力がなければ疾病防止の成果は期待できません。事業者は、粉じん作業に従事する者及び、指定場所で就業している者に対し、粉じん規則に基づく特別教育が義務付けられております。当協会は、事業者に代わって下記により特別教育を行うこととなりました。つきましては、対象作業員に受講方ご配慮下さいますようお願い申し上げます。

記

- 1 日 時 8月19日(水) 9時35分～17時 (受付開始9時20分)
- 2 講習会場 熊谷文化創造館さくらめいと 会議室1 熊谷市拾六間111番地1
JR高崎線籠原駅南口下車 徒歩約15分 タクシー約5分
- 3 申込先 (一社)熊谷地区労働基準協会
〒360-0031 熊谷市末広2-119 ビックストーンビル1階
Tel.048-525-1746 Fax.048-525-6506
- 4 講習人員 **60名 募集締切り8月3日(月) (最少催行数20名) (定員超過時はキャンセル待ち)**
- 5 講習科目 ①関係法令 ②粉じんの飛散防止・換気の方法 ③作業場の管理
④粉じんに係る疾病防止及び健康管理 ⑤呼吸器用保護具の使用法
- 6 修了証 全課程の修了者には修了証を交付します。欠席、遅刻、早退等は未修了となります。
- 7 講習費用 **9,130円**【内訳:受講料7,500円消費税750円、テキスト代800円消費税80円】
熊谷協会員**8,140円**【内訳:受講料6,600円消費税660円、テキスト代同上】
※支払いは振込でお願い致します。※納入いただいた講習費用はお返し致しません。
※申込み後のキャンセル及び別日時への変更はできません。ご了承うえお申込み下さい。
なお、都合がつかなくなった場合、締切日迄は連絡のうえ受講者の変更は可能です。
- 8 申込方法 まず申込書に必要事項を記入のうえ熊谷地区労働基準協会宛にFAXをお送り下さい。
協会はFAX受信後、記入項目を確認のうえ『受付通知票』をFAXで返信通知します。
『受付通知票』を受信後、協会宛に『申込書原本と返信用封筒(切手貼宛名記入)』を2週間以内に送って下さい。『受講票』は返信用封筒で送ります。印刷して当日提出して下さい。
『申込書原本』発送後、2週間後までに『受講票』が届かない場合は必ずお問合せ下さい。
請求書は申込者全員に発行します。
※受付は9時～16時30分まで(土・日・祝日及び昼休みの時間は受付できません)
- 9 振込先 埼玉りそな銀行 熊谷支店 普通 No.0455112
(一社)熊谷地区労働基準協会 宛(振込手数料はご負担願います)
※銀行発行の振込金受取書(振込明細書)を、領収書の代わりとさせていただきます。
※講習費用納入期限は8月3日(月)です。期限迄に必ず納入して下さい。
※期限迄に講習費用納入が確認出来ない時は、受講票は無効になります。
- 10 その他 (1)テキストは講習当日お渡しします。(2)当日の代替者の出席受講は認めません。
(3)講習中は全ての電子機器類は使用禁止です。違反行為者は退場していただきます。
(4)昼食は各自でご用意下さい。会場での飲食可。講習中はマスク着用をお願いします。
(5)駐車場完備500台。熊谷市条例により会場と敷地内(含自動車内)は全て禁煙です。

受講申込書は別紙にあります。申込者複数の場合はお手数ですがコピーして使用下さい。01